

津野町告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に津野町が発注する物品の購入（製造を含む。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のように定める。

令和3年1月8日

津野町長 池田三男

第一 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者は、令和2年11月1日（以下「審査基準日」という。）において、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者で、競争入札参加資格審査申請書（高知県様式に準ずる。以下「申請書」という。）を町長に提出し、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に搭載された者とする。

ただし、資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）が合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業を譲り受けた場合（有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業の承継会社又は新設会社となった場合も含む。以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起し、銀行当座取引を停止されている者

- (5) 審査基準日前日（令和2年10月31日）までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請時まで完納した場合は、この限りでない。
- (6) 津野町内において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までしない者、津野町において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までしない者
- (7) 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年津野町規則第19号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者

第二 申請書の提出時期、方法等

1 提出時期、方法等

一般競争入札又は指名競争入札に参加することを希望する者は、申請書を令和3年1月15日から同年3月1日までの間に町長に持参又は郵送（令和3年3月1日消印有効、宅配便利用の場合は受付期間中必着）で提出しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合を除く。

2 提出添付書類

申請書を提出する者は（以下「申請者」という。）、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業概要書
- (2) 営業種目一覧表
- (3) 営業許可証又は認可証（営業にあつての取扱いに許認可が必要な場合のみ）
- (4) 印鑑証明書（写し可）
- (5) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（写し可）、個人の場合は身分証明書（市町村長の証明、写し可）
- (6) 財務諸表類（審査基準日前（最新）の1事業年分、写し可）
法人の場合 損益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、注記表
個人の場合 「青色申告決算書」または「収支内訳書（白色申告書）」一式

- (7) 審査基準日前日までに納期限の到来した国税及び地方税の納税証明書（写し可）
- (8) 津野町内に主たる営業所又は支店若しくは営業所を有する事業者においては個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
- (9) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (10) 営業所一覧表（任意様式）
- (11) 委任状（営業所等に委任事項がある場合のみ）
- (12) その他町長が必要と認めた書類

第三 資格の取消し

町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に、第一の１の（１）から（４）まで及び（７）のいずれかに該当する者となったとき。
- 2 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 3 入札参加資格を辞退したとき。

第四 申請書の変更届

申請書を提出した後、次に掲げる事項について変更があったときは、変更届（任意様式）を直ちに町長に提出しなければならない。

- 1 営業所の名称及び所在地
- 2 商号又は名称
- 3 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 4 前三号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

附 則

この告示（令和３年１月津野町告示第３号）は、令和３年１月８日から施行する。